

コンタクトレンズ検査料 について

- 当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。
- 初診料及び外来診療料 コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は、外来診療料76点を算定いたします。
- コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合、200点を算定いたします。なお、厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

【コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名】

曾我部 由香、都村 豊広、平田 万紀子

※厚生労働省の施設基準に定める診療経験を有しています。

上記について不明な点等ございましたら、スタッフまでご相談ください。